

防府市現場代理人取扱要領

平成23年6月1日制定

(適用)

第1条 この要領は、防府市が発注する工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

(現場代理人の資格要件)

第2条 現場代理人の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者（以下「営業所専任技術者」という。）ではないこと。ただし、第10条の規定により営業所専任技術者が現場代理人を兼務する場合を除く。

(常駐期間)

第3条 現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、次の各号のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場代理人の兼務を認める工事の要件)

第4条 受注者は、次の第1号の要件のいずれかを満たすとともに、第2号の要件を全て満たす場合は、複数の工事契約で同一の現場代理人を配置できるものとする。

- (1) 個別要件

① 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合において、同一の現場代理人が一括して管理することが合理的であり、かつ、適切な運営及び取締り等が行われ、契約の履行に支障がないと認められること。

② 以下の要件をいずれも満たす場合

ア 同一の業者が複数の工事を受注し、当該業者の現場代理人が管理する上で支障のないこと及び契約の履行に支障がないと認められること。

イ それぞれの請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。

ウ 兼務する工事が3件以内で、いずれも工事現場が防府市内であること。

エ 設計図書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

(2) 共通要件

① 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

なお、防府市上下水道局発注の工事は、防府市発注の工事に含むものとする。

② 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。

③ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

④ 兼務する工事がいずれも公共工事（国又は地方公共団体が発注する工事）であること。

（現場代理人の兼務の申請）

第5条 受注者は、同一の現場代理人が複数の工事場所を管理しようとする場合は、第1号様式により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

（現場代理人の兼務に係る承認）

第6条 発注者は、受注者の申請に基づき、第4条の要件に照らして、

現場代理人の兼務について支障がないと認められるときは承認することとする。

(承認通知)

第7条 発注者は、現場代理人の兼務について第2号様式により受注者へ通知するものとする。

(施工管理等)

第8条 受注者は、工事現場の安全確保等を図らなければならない。

2 発注者が現場代理人の兼務を認めた工事において、工事現場の安全確保を図るため、受注者は現場代理人の不在時の対応者を定めなければならない。

(承認の取消し)

第9条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

(1) 予期しない事態が生じたため、受注者の現場代理人が兼務を継続することが不相当と認められる場合

(2) 受注者がこの要領の規定に違反していると認められる場合

(3) 受注者が偽りその他不正な手段により承認を得たと認められる場合

2 前項の規定により承認を取り消すときは、文書により取消しの理由を付して受注者に通知するとともに、取消しの理由となった行為が工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるときは、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

(営業所専任技術者の現場代理人の兼務)

第10条 営業所専任技術者が現場代理人を兼務できる場合は以下の要件をすべて満たす場合とする。

① 営業所専任技術者が、営業所専任技術者の専任する営業所（以下、「当該営業所」という。）との間で常時連絡をとりうる体制にあり、工事現場を管理する上で支障のないこと、及び契約の履行に支障がないと認められること。

② 当該営業所が防府市内にあること。

- ③ 工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
 - ④ 工事が防府市発注の工事であり、かつ他の工事の現場代理人、主任技術者及び監理技術者等でないこと。
 - ⑤ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
 - ⑥ 当該営業所または工事現場いずれかに常駐すること。
- 2 受注者は、前項の規定により営業所専任技術者に現場代理人を兼務させようとする場合は、第3号様式により発注者へ届け出なければならない。
- 3 施工管理等については、第8条を準用する。
- 4 営業所専任技術者の現場代理人の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。
- （その他）

第11条 本要領では、次のように取扱うものとする。

- (1) 合併入札に付した複数の工事については、特段の指示がないものについては、第4条第1号①及び同条第2号を適用する。
- (2) 第4条第1号①で近接とは、原則として50m以内の区域とする。
- (3) 第4条第1号②及び同条第2号の要件を満たせなくなった場合又は第10条の要件を満たせなくなった場合は、受注者は、すみやかに別の現場代理人を選任し、現場代理人選任届を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、現場代理人の兼務工事に変更があるときは、すみやかに変更した現場代理人選任届を発注者に提出するものとする。
- (5) 前条により、営業所専任技術者が現場代理人を兼務している場合又は兼務しようとしている場合は、第4条第1号②及び同条第2号の要件をすべて満たした場合にあっても、当該営業所専任技術者が複数の工事の現場代理人を兼ねることはできないものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

(宛先) 防府市長

(受注者) 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

現場代理人の兼務について (申請)

下記工事について、現場代理人の兼務を申請します。

なお、兼務する工事の発注機関が防府市と異なる場合、当該工事の発注機関から兼務の承諾を得ていることを誓約します。

記

No.	対 象 工 事 名
1	
2	
3	

※1 兼務する工事が2件の場合は、No.1及びNo.2のみ記入すること。

※2 別紙「工事の状況」を添付すること。

◎工事の状況

No. 1 (兼務を申請する工事)

工 事 名		請負金額	万円
配置(予定)現場代理人		連絡先	
不在時の対応者氏名		連絡先	
営業所専任技術者			
施 工 場 所			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 概 要			

No. 2 (現在施工中の工事)

工 事 名		請負金額	万円
配置(予定)現場代理人			
不在時の対応者氏名			
営業所専任技術者			
施 工 場 所			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 概 要			
発 注 機 関 名		連絡先	
監 督 員 氏 名			

№. 3 (現在施工中の工事)

工 事 名		請負金額	万円
配置(予定)現場代理人			
不在時の対応者氏名			
営業所専任技術者			
施 工 場 所			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 概 要			
発 注 機 関 名		連絡先	
監 督 員 氏 名			

※1 兼務する工事の件数が2件の場合はNo.1及びNo.2のみ記入すること。

※2 発注機関が異なる場合は、他発注機関から兼務の承諾を得ていること。

また、契約書の写し等、他発注機関の工事を受注していることがわかる書類を添付すること。

上記工事現場間の最短移動距離	① No.1 ~ No.2	k m
	② No.2 ~ No.3	k m
	③ No.1 ~ No.3	k m

※ 兼務する工事の件数が2件の場合は①のみ記入すること。

第2号様式(第7条)

防 第 号
令和 年 月 日

(受注者)

商号又は名称

代表者職氏名

様

防府市長

現場代理人の兼務について

令和 年 月 日付けで申請のありました現場代理人の兼務については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

No.	対 象 工 事 名	兼務承認
1		承認・不承認
2		
3		

※ 不承認の場合は、その理由を記載すること。

不承認の理由	
担当課	部 課 担当者 () 電話 () -

第3号様式(第10条)

令和 年 月 日

(宛先) 防府市長

(受注者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

現場代理人の兼務届 (営業所専任技術者用)

次の工事の現場代理人として営業所専任技術者を配置し、不在時の対応者を下記のとおり定めましたので届け出ます。

なお、建設業法の規定に従い、営業所専任技術者については当該営業所との間で常時連絡を取れるよう留意し、安全管理及び工程管理に万全を期します。

工 事 名		請負金額	万円
配置(予定)現場代理人 (営業所専任技術者)		連絡先	
不在時の対応者氏名		連絡先	
営業所専任技術 者が専任を要す る営業所	名称		
	住所		
施 工 場 所			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 概 要			